



【第101回】2015年10月27日 森信茂樹 [中央大学法科大学院教授 東京財団上席研究員]

簡易な「日本型インボイス」は不正と益税の温床に

消費税制度の信頼を確保せよ

馬の生涯に見る

消費税課税の複雑な仕組み



消費税の軽減税率議論に際し、公明党は簡易なイン

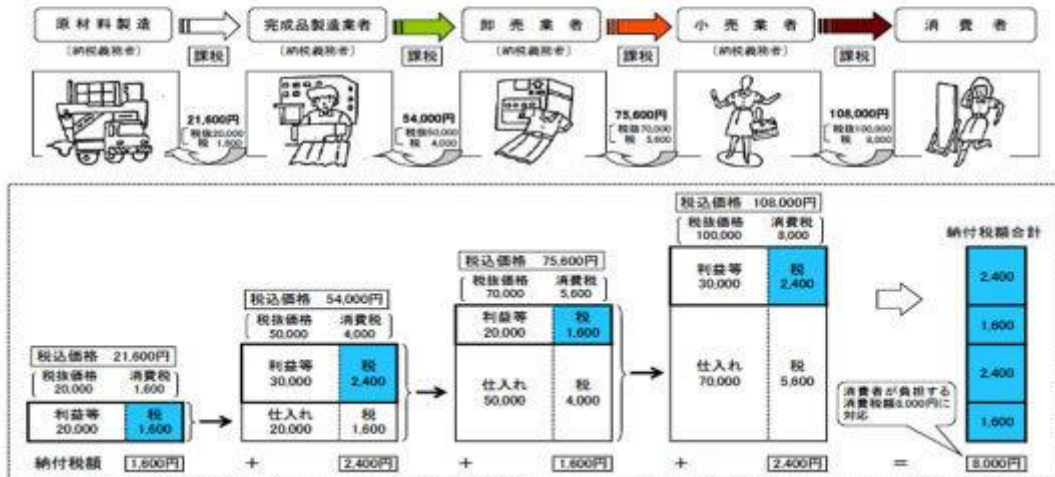
ボイスを導入すれば十分と主張しているようだが、これは不正と益税の温床を生む可能性もある

消費税の軽減税率に関する様々な意見を拝聴して思うことは、消費税制度というものが必ずしも十分に理解されていないということである。

消費税というのは、下図のように、点々流通する商品やサービスについて、あらゆる段階で少しずつ事業者が納税していき、その負担は最終消費者が負うという多段階課税の間接税である。

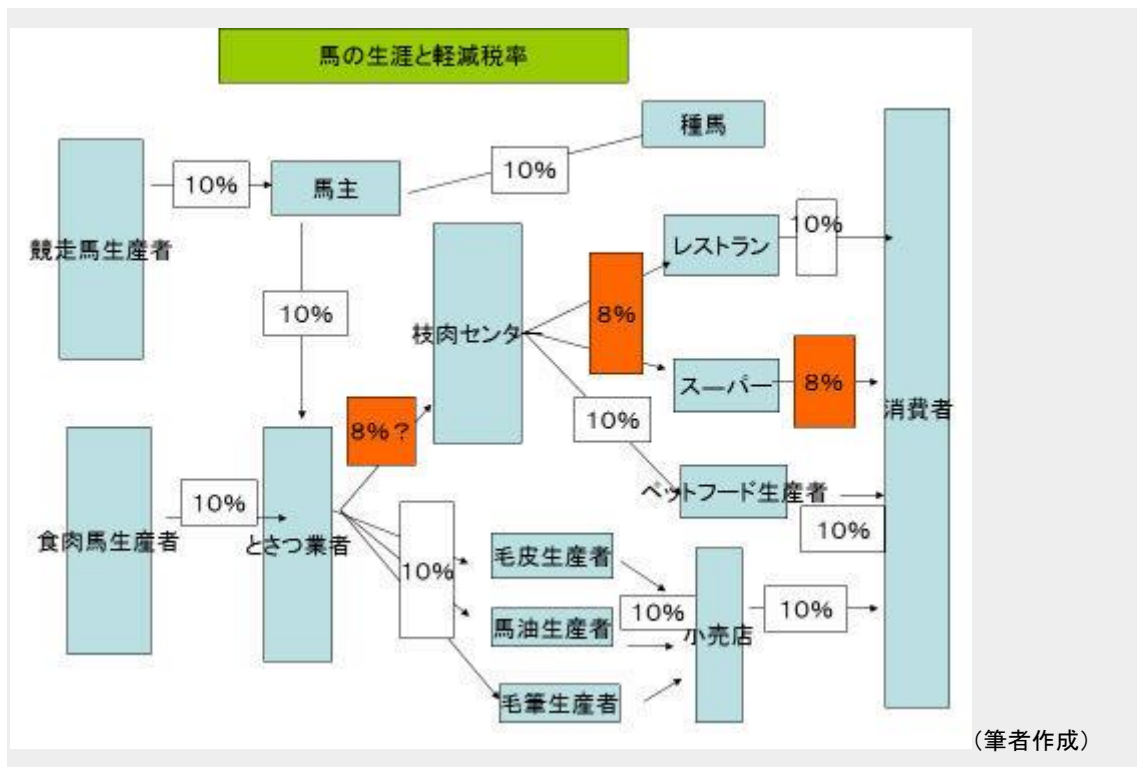
多段階課税の仕組み

- 消費税は、財・サービスの消費が行われることに着目して課税される税
- 消費税の実質的な負担者は消費者であるが、納税義務者は事業者
- 全国にわたる製造、卸、小売り等の各取引段階の事業者が納付する消費税額の合計は、消費者が負担する消費税額に対応



(財務省ホームページより)

これをもっとわかりやすく、「馬の生涯と消費税」ということで考えてみたい。別図は、食肉用としてだけでなく、競走馬もある「馬」を例にとり、「飲食料品」(外食を除く)の軽減税率を考えてみたものである。



食料品が軽減税率(8%)となれば、スーパーなどで販売される馬肉の税率は8%になる。しかし、「馬」自体は競走馬もあるので、食品ではない。その取引には軽減税率が適用されず、消費税は10%である。

「馬」を枝肉センターでばらしたとしても、ドッグフードなどの原材料として販売される場合には、食品ではないから標準税率になる。毛筆やバイオリンの弓に使われる「毛」も10%の取引である。

そうすると、どこの時点で馬は取引の税率が8%となるのだろうか。「馬肉」という食料品になる際であろうか。

枝肉センターは10%で馬を仕入れて、8%のもの(馬肉)と10%のもの(馬肉以外)とを区分して販売する必要がある。スーパーは馬肉を8%で仕入れて、8%で販売することになる。バイオリンの弓を製造する業者やペットフードをつくる業者は、その原材料となる馬の毛や骨を10%で仕入れて、10%で販売することになる。レストランサービスは標準税率のようなので、馬肉を8%で仕入れて10%で販売することになる。

このように、流通過程の中で8%と10%が混在するので、区分経理が大変になるだけでなく、「不正」も生じかねないので、それを防止する必要が出てくる。

もう1つ、軽減税率で販売される「弁当」会社を例にとってみよう。食材は軽減税率8%だが、割りばし、お手拭き、包装紙、輪ゴム、プラスチックのしょうゆ入れなどは、標準税率10%である。もちろん弁当をつくるのに必要な、電気代、ガス代、電話代なども標準税率10%である。

この場合、弁当をつくる会社は、8%で弁当を売り上げて、8%と10%の両方の仕入れがあるので、その区分経理をしなければならない。その際、いちいち伝票の品目を見ながら判断しては、時間がかかる上、正確性に欠ける。

事業者としては、自ら販売する商品は低い軽減税率に区分したいという誘惑が働き、自らが仕入れる商品は高い標準税率に区分したいという誘惑が働く。

事業者が抱く誘惑を防止する 「インボイス」の本来の意義

これを防止するのが、(欧州型)インボイスである。

取引の対象となる品目が軽減対象品目かどうかを、「売手」に判断させる。「売手」はその金額を「買手」に書類で請求する。「買手」はその書類に基づいて「仕入税額控除」をする。この方法の下で、「売手」と「買手」の間でクロスチェックが行われる。国は、書類の真正性を確認することにより、「売手」から納税される消費税額と、「買手」から控除される消費税額の一致を確認することができる。

この書類が、(欧州型)インボイス(税額票)と呼ばれるものである。つまりインボイスとは、「売手」(納入側)が「買手」(仕入側)に、取引価格(税抜き価格)に係る消費税額を別記して請求する請求書などのことである。これにより、不正防止機能が働き、流通全般にわたる消費税制度が正確に機能するのである。

インボイスに必要な記載事項は、取引品目ごとに消費税額が別記されていること、インボイスの真正性を担保するために、VAT ナンバーと呼ばれる税務当局がチェックできる番号が付されていること、の2つである。

公明党は、このような欧州型インボイスの導入なしで、現行とほとんど変わらない簡易なインボイスを導入すれば十分と主張しているようだ。現行の請求書などの保存方式の下で、軽減税率品目に印を付した上で、税率ごとに取引金額を記載した請求書の交付義務を売手に追加するという方式である。

売手は区分記載請求書に、軽減税率対象品目の印を付すが、品目ごとの税額の記載はしない。この点は、欧州型のインボイスと決定的に異なっている。

買手は、請求書に付された印を参考にしながら、標準と軽減に区分して仕入税額控除を行う。売手には、課税事業者か免税事業者かにかかわらず、区分記載請求書の交付・保存を義務付け、請求書の不交付や偽りの税率区分の記載には罰則を設ける、というものである。

欧州型では、売手と買手が相互にインボイスに記載された品目ごとの税額を確認・チェックすることで、軽減か標準かの区分の真正性が担保されるのだが、この方法では、売手の納付税額と買手の仕入控除税額が直接連動しないので、チェック機能は働かない。

報道によると、「みなし課税方式」といって、軽減対象品目の売り上げ比率をあらかじめ設定し売上額に税率をかけて税額計算をする方式も検討されているという。これでは全く益税と不正の温床になってしまう。

免税事業者に区分記載請求書を認めれば「益税」と「不正」の温床に

また、免税事業者も課税事業者と同様、区分記載請求書を交付できるため、買手は、免税事業者からの仕入れについても仕入税額控除が可能になる。これでは、税率10%で「益税」が拡大するだけでなく、過大仕入税額控除という「不正」も防げない。

すなわち、自らの納税額に何ら影響のない免税事業者に区分記載請求書の交付を認めれば、税率差を利用した「不正」の温床となる。つまり、相手方事業者の求めに応じて、軽減対象品目でありながらその旨の表示をしない区分記載請求書を交付して、その事業者は標準税率で過大な仕入税額控除を行うということが、容易に想像がつくのである。これでは、消費税制度への信頼は大きく損なわれてしまう。

そもそも、納税義務のない免税事業者に、区分記載請求書の交付・保存の義務付けが可能かという問題もあり、十分な議論が必要だ。

インボイスには、本来、複数税率の税額計算の手間を簡素にするという機能があることや、BtoB取引で消費税分の転嫁が容易になるという大きなメリットがある、ということについての議論は次回に譲りたい。

DIAMOND,Inc. All Rights Reserved.

```
<iframe src="//www.googletagmanager.com/ns.html?id=GTM-MB8ZLX" height="0"
width="0" style="display:none;visibility:hidden"></iframe> <iframe
src="//b.yjtag.jp/iframe?c=HnwCFYR" width="1" height="1" frameborder="0"
scrolling="no" marginheight="0" marginwidth="0"></iframe>
<iframe src="//o.advg.jp/oif?aid=7317&pid=1" width="1" height="1"></iframe>
```